

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和元年 9 月 18 日（水）
午前 9 時 24 分 開会
午前 11 時 18 分 閉会
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出席委員 副委員長 浅田 徹
委員 芦田 竹彦、足田 仁司、
清水 寛、村岡 峰男
- 4 欠席委員 委員長 井垣 文博
委員 椿野 仁司
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務副委員長・副分科会長 浅田 徹

総務委員会（分科会）次第

2019年9月18日（水） 9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

- (1) 付託・分担案件の審査について〔別紙：議案付託表・分科会分担表〕
 - ア 委員会審査

- イ 分科会審査

- (2) 意見・要望のまとめについて
 - ア 分科会意見・要望のまとめ

- イ 委員会意見・要望のまとめ

- (3) 行政視察調査報告書について

- (4) 閉会中の継続審査申出について

- (5) その他

4 閉会

令和元年第 2 回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 報告第16号 平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第69号議案 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第70号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第76号議案 豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第94号議案 平成30年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- 第77号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）
- 第87号議案 平成30年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

※ 第77号議案及び第87号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。（以下同じ。）

総務委員会（分科会） 審査日程表

審査日程	所管（出席対象）部署	審査内容
9月17日（火） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【各振興局】 地域振興課（総務担当）	【分科会】 《H30年度一般会計決算認定議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第87号議案 ・主要事業等の説明 （必要に応じて実質収支調書、財産調書等の説明）
9月17日（火） 13：00～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、ワークイノベーション推進室、 人事課、情報推進課 【市民生活部】 税務課 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、 豊岡消防署（警防課） 【選管監査委員事務局】	《分科会審査意見、要望のまとめ》
9月18日（水） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【総務部】 総務課、ワークイノベーション推進室、 人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【市民生活部】 税務課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、 豊岡消防署（警防課） 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○報告第16号 ○第69号議案 ○第70号議案 ○第76号議案 ○第94号議案 【分科会】 《令和元年度一般会計補正予算議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○第77号議案 ・主要事業等の説明 《分科会審査意見、要望のまとめ》 《委員会審査意見、要望のまとめ》

※ 初日（9/17）は、総務分科会審査（H30一般会計決算認定議案）を行い、2日目（9/18）は、総務委員会審査（条例等の議案）と総務分科会審査（R元一般会計補正予算議案）を行います。

※ 総務分科会での予算議案の説明は、基本的に①概要（財政課）、②人件費（人事課）、③主要事業等（組織順で課ごとに、説明事項の全てを一気に説明。）の流れでお願いします。

令和元年度 豊岡市議会総務委員会名簿

令和元年 9月18日

【総務委員】

委員長	井垣 文博	5名
副委員長	浅田 徹	
委員	芦田 竹彦 足田 仁司 清水 寛 椿野 仁司 村岡 峰男	

【説明員】

議会事務局		地域コミュニティ振興部	
議会事務局長	松本 幹雄	コミュニティ政策課長 土生田 祐子	
議会事務局次長	宮本 ゆかり	市民生活部	
政策調整部		税務課長 安達 央	
政策調整部長	塚本 繁樹	城崎振興局	
政策調整部参事 (行財政改革担当)	正木 一郎	地域振興課長 谷垣 一哉	
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉	竹野振興局	
秘書広報課長	山口 繁樹	地域振興課長 福井 正幸	
秘書広報課参事	和田 征之	日高振興局	
政策調整課長	井上 靖彦	地域振興課長 和藤 達也	
財政課長	畑中 聖史	出石振興局	
防災監	宮田 素	地域振興課参事 村上 忠夫	
防災課長	原田 泰三	但東振興局	
総務部		地域振興課長 大石 英明	
総務部長 (会計管理者)	成田 寿道	会計課	
総務部次長兼ワークイノベーション推進室長	上田 篤	会計課長 三笠 孔子	
総務課長	安藤 洋一	消防本部	
総務課参事	宮代 将樹	消防長 松岡 勇人	
ワークイノベーション推進室参事	岸本 京子	消防本部次長兼総務課長 榊田 貴行	
人事課長	山本 尚敏	豊岡消防署長兼警防課長 吉谷 洋司	
人事課参事	小川 琢郎	予防課長 丸谷 正人	
情報推進課長	中奥 実	総務課参事 中地 修	
		選挙管理委員会・監査委員事務局	
		選管監査事務局長 宮岡 浩由	
		16名	

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
計 22名	

午前9時24分 委員会開会

○副委員長（浅田 徹） 皆さん、おはようございます。

時間、少し早いですが、皆さんおそろいの方ですので、ただいまから総務委員会を開会したいと思います。

本日も、井垣委員長が欠席をいたしておりますので、豊岡市議会委員会条例第10条第1項の規定によりまして、副委員長であります私が務めてまいります。よろしくお願いします。

本日も椿野委員から欠席届が出ておりますので、ご報告いたしておきます。

それでは、昨日からの引き続きということで、昨日につきましては、第87号議案、一般会計決算認定議案の審査、分科会として表決まで行っております。

本日は、まず、当委員会に付託されました議案の審査としまして、個別の説明、質疑、討論、表決まで行きたいと思います。その後、分科会に分担されました一般会計補正予算の議案の審査としまして、これも個別に説明、質疑、討論、表決を行っていききたいと思います。

本日のその後ですが、分科会審査の意見、要望のまとめを行いまして、さらに委員会審査の意見、要望のまとめを行っていききたいと思います。

また、委員の皆さんにつきましては、総務委員会次第とは別に審査のための資料をお配りしております。資料の右肩に議案番号を記載しておりますので、それを見ながら審査をお願いしたいと思います。

また、昨日も申しましたが、委員の皆さん、また、当局の職員の皆さんにおかれましては、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえて、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

なお、委員会及び分科会での発言につきましては、副委員長、副分科会長、私の指名の後に、マイクを使用して、課名と名字を名乗ってから行ってください。また、説明に当たりましては、資料のページの番号をお知らせいただきますようによろしく願

いをしたいと思います。

それでは、これより3の協議事項、1番の付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入りたいと思います。

まず、報告第16号、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題としたいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。

畑中財政課長、お願いします。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の7ページをごらんいただきたいと思います。報告第16号でございます。平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということでございます。ご説明させていただきます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものでございます。

まず、1で、健全化判断比率でございます。表、4つありますけれども、一番左の実質赤字比率でございますが、これは、一般会計に診療所事業、それと霊園事業の特別会計を加えた一般会計等とありますが、一般会計等の標準財政規模に対する赤字の割合を示すものでございます。こちらにつきましては、実質赤字額が生じておりませんので、そのため横線という表示になっております。

次に、その右側の連結実質赤字比率でございますが、これは市の全ての会計を対象とした赤字額、または資金の不足額の標準財政規模に対する割合を示すものということになっておりまして、こちらも連結実質赤字額は生じておりませんので、横線という表示になっております。

次に、その右側の実質公債費比率でございます。12.3%となっております。前年度と比較して0.4ポイント増加という結果となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値となっております。借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化しまして、資金の繰り入れの程度をあらわすものということにな

っております。水道、下水道の公営企業や病院等、一部事務組合、公債費に準ずる債務負担行為などが係数として加わっておりまして、連結決算の考え方を取り入れた実質的な全体の財政状況が把握できる指標となっております。

0.4ポイント増加と申しました。この要因ですが、分母であります標準財政規模が若干減少したこと、分子から控除されます基準財政需要額に算入される公債費等が減少したため、結果として分子が増加するというようなことになりまして、0.4ポイント増加という結果でございます。

しかしながら、平成24年度以降、7年連続しまして、地方債の発行の際に許可団体がどうかを判断する18%という数字がございますが、この比率は下回っているという状況でございます。

次に、その右ですけれども、将来負担比率でございます。これは、一般会計等の地方債残高やそれ以外の会計の地方債残高に対する一般会計の負担見込み額、それから退職手当組合への負担見込み額、さらに一部事務組合や土地開発公社、債務保証を行っています第三セクターに対する負担見込みなど、一般会計が将来負担すべき実質的な負債から基金など充当可能な財源を差し引いた額の標準財政規模に対する比率を示すということになっております。これが74.8%ということになってございまして、前年度から14.6ポイント減少しております。改善されたということでございます。これは、平成24年度に借り入れた空港周辺整備事業の起債、約17億円ございますが、これを平成29年度に満期一括償還したということと、あと、公営企業債の地方債残高が減少したことということでございます。

本市の将来負担額の構成比としましては、一般会計等の地方債の残高が48.9%ございます。また、公営企業債の繰り入れ見込み額としましては34.7%、公立豊岡病院組合の負担等の見込み額が10.8%、そして退職手当組合への負担見込み額が5.5%と、このような状況でございます。いずれにしましても、一般会計等の地方債残高と公営企業、それと豊岡病院組合の地方債残高に係る負担、これが

90%を超えてるというような状況でございます。地方債の発行の抑制と残高を減少させることが最大の課題となっている状況でございます。

なお、表の中に括弧書きをしている数値がございます。それぞれの比率の早期健全化を判断するときの基準ということになります。万一、いずれかの数字がこの基準以上になりますと、早期健全化団体ということになりまして、財政健全化計画というものを策定する必要性が生じてくるというようなことになっております。現在のところ、これより数字が少ないとか、あるいは該当がないということで、現時点では必要がないというようなところでございます。

続きまして、その下の2の資金不足比率でございます。これは、公営企業会計の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化したというものでございます。太陽光発電事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、そして農業共済事業特別会計、いずれの会計とも平成30年度は資金不足を生じておりません。したがって、横棒の表示ということになっております。こちらも備考欄に数字が入っておりますけれども、これは、営業収益の額から受託工事収益の額を引いた額、それぞれの会計の事業規模ということで記載するというところになってございまして、その数字が記載されておるところでございます。

8ページ以降には、監査委員の意見書をあわせて提出しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

特にご異議がございませんので、報告第16号は、了承すべきものと決定をいたしました。

次に、第69号議案、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） それでは、36ページをござんください。69号議案、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法、それから地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に係る職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるために新たな条例を制定するものでございます。

内容につきましては、48ページの条例案要綱をござんください。そのまず、2ですけども、フルタイム会計年度任用職員の給与、これについては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、それから期末手当をいうということと、それからパートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬と期末手当をいう、そういうことを定めております。

それから、3から5まで、ここにつきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与に関することを定めております。まず、3では、給料表を定めております。この給料表は、正規職員にも適用しております一般職の給与条例、ここの1級と2級をそのまま規定しております。

次に、4ですけども、職務の級について定めております。フルタイム会計年度任用職員の職務は、職種ごとに、その複雑、困難、責任の程度により、これを給料表に定める職務の級に分類するものとしております。分類の基準となる職務内容は、級別基準職務表によることとしております。

次に、5では、フルタイム会計年度任用職員の号給について定めております。この号給は、規則で定める基準に従って任命権者が決定することとしております。

次に、7から10まで、ここでは通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当について定めております。それぞれ一般職の給与条例の規定を準用することとしております。

それから、12には、期末手当を定めております。任期の定めが6月以上の職員に一般職の給与条例の規定を準用することとしております。

16から25までについては、パートタイム会計年度任用職員の給与について定めております。16ですけれども、パートタイム会計年度任用職員の報酬、これは月額、それから日額、時間による報酬、それぞれ区分しております。それぞれの額を定めることとしております。

17から20までには、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬について定めております。

それから、22には、期末手当について定めております。これも任期の定めが6月以上の職員に一般職の給与条例の規定を準用することとしております。

次に、28には通勤に係る費用弁償、29には公務のための旅行に係る費用弁償について定めております。

それから、附則ですけれども、この条例は令和2年4月1日から施行すること、それからこの条例の施行日の前日において、非常勤の特別職として任用されていた者、それから臨時的任用を行われていた者に係る令和元年12月2日以降の在職期間については期末手当を算出する際の在職期間に通算する、そういう特例を定めております。

説明は以上です。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 基本的には相当の改善が行われるということで、是とする部分が非常に大きいんですが、お尋ねしたいのは、1つは、職員組合との話し合いはどの程度行われて、いわゆる円満妥結なのかどうかというのを聞かせてください。それから、もう一つは、もともと国がこういう基準をつくったというふうに思ってるんですが、国が示した基準と今回の条例改正とで何か違いというんか、差というんか、そんなんがあるんでしょうか、まず、その辺

から。

○副委員長（浅田 徹） 2点あったと思います。

小川参事、お願いします。

○人事課参事（小川 琢郎） まず1つ目の組合との話、どの程度ということでございますけども、本会議のほうでも計6回、正式な場での交渉をしてきております。それ以外にも、事務折衝というような形で複数回協議を重ねてきてまいっております。その場には当然、臨時嘱託の方も来られたりということで、実際にお話をお聞きしております。そんな中で、特に保育士の方からもいろいろとお話があったりしております。その中で、いろいろと要求、一番には賃金を上げてほしいということが一番に上がってくるんですけども、それ以外に勤務条件、休みのことについてもいろいろな要求がございました。賃金については制限もあることですので、応じられる部分には応じてってというようなこともしております。

特に育児休業の部分で、そういう制度が設けられないかというようなこともございました。そのことについては、今度、新たに制定をするということで整備を図っております。やっぱり正規職員と比べて休暇制度に違いがあるということがありまして、これはこれまでから、今回に限ったことじゃないんですけども、やっぱり正規の方に比べて休みにくいというようなことも聞いておりましたので、基本的には国の休暇制度に合わせていくというような形で整備をしてきておりますので、かなり休暇制度については前進したのではないかなというふうに思っています。

それから、国の基準と今回の改正内容、どの辺に違いがあるのかということですけども、条例に書かれてる部分については基本的にそんな大きな違いはないと思っております。ただ、細かい部分、国の休暇制度との違いというのも幾つかございました。当初は夏季休暇というのは国になくて、それを本市の場合はこれまでから設けておりましたので、その違い、どうするんだというようなことが国と市との間でやりとりあったんですけども、国のほうがそ

このところは整備を図って、同じにするというようなことにもなってきております。基本的に国の制度、それから法律に基づいた休暇制度はきちっと今回整備していくということになっておりますので、若干のそういう制度の違いはございますけども、そんなに大きな違いはないかなと思っております。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） わかりました。

それと、もう一つ、フルタイムとパートタイムで勤務時間も違いますね。これまでの、これまでというのは現在もそうなんですが、嘱託、あるいは臨時職員の皆さんで、これまでの臨時職員が主にフルタイムに、これまでの嘱託職員が主にはパートタイムというふうに理解をしとったんですが、単純にはそうはならないということで、変化があるんですが、例えば現在、臨時職員でフルタイムにはならないと、あなたはパートタイムですよということでなった職員さんが相当あると思うんですが、フルタイムとパートタイムを同じ職種の中で両方分かれる場合に、それは職員自身の希望というんか、それは取り入れられているんでしょうか、4月1日からの条例施行の段階で。

○副委員長（浅田 徹） 小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） まず、前提として、今おっしゃられた嘱託職員がパートタイム、臨時職員がフルタイムというこれまでのということなんですけども、実は臨時職員の中にもパートタイムの職がございまして、嘱託は全てパートタイムですけども、臨時の中にはフルとパートが混在してるという状況でした。現在の状況でいいますと、4月1日で、215人中149人がフルタイム、移行後は恐らく今の数いったら80人程度がフルタイムになってくるかなと。数としては少し減ってくるということになります。本人の意向というのは、職員の方の意向は確認はしておりませんが、基本的に勤務の状況、それを見させていただいて、このフルタイムでいけるか、パートタイムでいけるかということを検討してきております。まず、フルタイムにせざるを得ない職種というのがございまして、例えば保育

士、幼稚園教諭の職場、それから診療所の職場、こういったところは看護師ですとか保育士、非常に人材確保が難しいという状況の中で、これをパートにしてみると仕事が回っていかないという状況がございます。そういうところはフルタイムを考えております。ですけれども、事務補助員のような、主にはフルからパートに移っていく主なところは事務補助員という職種になるんですけれども、その職種については35時間で恐らく可能だろうというふうに今、考えております。実際、その職場によってやってる仕事、それから職務内容、忙しさみたいなものが違いはございますので、そここのところは移行後に確認をしながら、必要な場合には人をふやしていくとかいうことも考えないといけないなと思っております。以上です。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 80人ほどがフルタイムになると。同じ保育士で、フルタイムとパートタイムに分かれるということはないんですか。

○副委員長（浅田 徹） 小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） ございますけれども、それはご本人が希望してそういうふうにされてるところだけでございます。うちとしてはできたらフルタイムで働いてほしいという気持ちで募集をかけておりますけれども、なかなかフルタイムでやるという方が見つからないもので、その短い職種もまぜながらやっております。

○委員（村岡 峰男） 最後に。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） フルタイム、パートタイム合わせて全部で六百何十人でしたかね……（「649」と呼ぶ者あり）その職員の皆さんは基本的に4月1日からフルタイム、パートタイムに分かれるわけですが、基本的に現時点では全職員さん、大体了解ですか。

○副委員長（浅田 徹） 小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） まだ条例案が通ってない段階でございますので、その辺、これからということになってきます。この条例案が通りましたら、

職員への説明というようなこともしていきたいなと思っております。

○委員（村岡 峰男） はい、わかりました。

○副委員長（浅田 徹） ほかにございませんか。
清水委員。

○委員（清水 寛） 僕のほうも1点、勉強のために教えてほしい。今の職員組合の組織率っていうのは何%ぐらいなんですかね。

○副委員長（浅田 徹） 答えられますか。
小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） ちょっと率までは把握をしておりませんけれども、管理職になる、それ以下の、課長補佐よりも下の、主幹クラスは入りますけれども、そういったところの職員が中心になっております。

○副委員長（浅田 徹） 清水委員。

○委員（清水 寛） 話し合いをされていく中で、当然、組合とっていうところの中で、組合に入っておられない方たちっていうのも実際にはおられるのかなというふうにも思いますが、その辺から、今はなかなか労働組合の組織率っていうのが上がらないという話も聞きますし、話が組合だけとの交渉で果たして足りてるのかなというのがちょっと1点思いましたので、その辺が、組織率が非常に高いのであれば、それで事足りるのかなとも思ったんですけれども、また組織率についてわかれば教えていただきたい。

○副委員長（浅田 徹） それは、わかればいいですか。

○委員（清水 寛） わかればいいです。

○副委員長（浅田 徹） よろしいですか、何か。

○委員（村岡 峰男） 関連でね……。

○副委員長（浅田 徹） 今ちょっと待ってください。

○副委員長（浅田 徹） 答えていただきますか。
小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） ちょっと組合のほうに確認しないと、こちら、数字を持っておりませんので、ちょっと確認をしてお伝えするということによ

ろしいでしょうか。

○委員（清水 寛） はい。

○副委員長（浅田 徹） じゃあ、そのようにお願いいたします。

○委員（村岡 峰男） 関連で。

○副委員長（浅田 徹） はい。

○委員（村岡 峰男） 今の組織率、組合に入ってるか入ってないかの、一般職員と今度の条例の対象になる嘱託、それから臨職ね、この人たちの組織加入もありますね、たしか、組合でね。その率っていうのもあったら、それはそれで調べて聞いてみてください。

○副委員長（浅田 徹） そしたら、答えていただけますか。

小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 確認をしておきます。

○副委員長（浅田 徹） それでしたら、今のとりあえず組合の組織率とあわせて今の臨職、嘱託も含めて数字的にわかれれば、組合のほうもちょっと聞いていただいて、委員のほうに配付をひとつよろしく、全員にお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

○委員（芦田 竹彦） じゃあ、1点だけ、済みません。

○副委員長（浅田 徹） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 来年4月からということで会計年度任用制度が始まりますけども、今の現状の職員さんが、別表の給料表がございますよね、その等級があるんですけども、それには年齢とか経験とか、今までの経験年数から対しての等級ということで決められるのか、それとも新たに来年4月からということで一斉に、今までの嘱託職員とかおられますけども、その年度、経験なさってる方も一律となるのか、その辺のかなめだけをちょっと教えてください。

○副委員長（浅田 徹） 小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 移行に際して、今おられる方につきましては、保障給というものを考えていると思ってます。どういう形にするのか検討してき

たんですけども、今年度末、3月31日の給料の今度、新しい給料表と見比べたときの直近上位の金額のところに位置づけると。1年目はそこでスタートする、そういう形にしようと考えております。ほかの新規の者については、それぞれ1級、2級の給料表の中で適用範囲っていうのを定めてまいって、そこで適用していくという形を考えております。

○副委員長（浅田 徹） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） それ、定めるっていうことなんですが、例えば年齢とかいうことも加味した段階でのことなのか、男女というのはもう恐らく区切りはないと思いますけども、それをちょっと聞かせてください。

○副委員長（浅田 徹） 小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） まず、年齢ということと学歴、そういうものを加味して、最初の1年目の格付を考えていくことにしております。年齢というのは、それも正規職員と同等のような複雑なものは考えておりませんので、もっと単純化した形で、何歳だったら何級、何号というような形のものを考えておりますので、それに従って格付を1年目は行っていく、その上で、1年経過した段階で昇給をさせていくという形に考えております。

○委員（芦田 竹彦） はい、わかりました。

○副委員長（浅田 徹） ほかにございませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 続きまして、52ページをごらんください。第70号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、この施行に伴って関係する11の条例について所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、59ページの条例案要綱で説明をさせていただきます。

まず、1の（2）のところですが、豊岡市職員の分限に関する条例、ここでは、休職の効果について、会計年度任用職員に対する休職の期間は任命権者が定める任期の範囲内とするということを定めております。

それから、次の（3）ですが、豊岡市職員の懲戒に関する条例、ここでは、減給の効果について、会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が通常の勤務の時間に比べて短い時間で勤務する職員、つまり、これ、パートタイム会計年度任用職員のことですが、この減給については、給料月額を報酬の額に読みかえて減給すること、それからこの報酬からは手当に相当するものを除くことを定めるものでございます。

次、（4）の豊岡市職員の育児休業等に関する条例です。ここでは、育児休業の対象範囲を非常勤職員に拡大し、育児休業法の規定により、条例で定める育児休業をすることができない非常勤職員を定めること、また、非常勤職員の育児休業期間は養育の事情に応じて1歳、1歳2カ月、または1歳6カ月に達する日まで、それから養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は2歳に達する日までとすることなどを定めております。

次に、（6）のところですが、豊岡市職員の給与に関する条例、ここでは、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めること、それから会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の

給与の種類は給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とすることを定めるものでございます。

次に、（7）ですが、豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、ここでは、企業職員の給与の種類を定める規定に会計年度任用職員を加えること、また、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、勤勉手当等の規定及び任期が6月未満の者に係る期末手当の規定は会計年度任用職員には適用しないことなどを定めるものでございます。

そのほかの条例につきましては、引用する条項を改める改正や会計年度任用職員制度に伴う所要の規定の整理を行うものでございます。

説明は以上です。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） よくわからないんですけど、11の条例がそれぞれありますね。それぞれ11。本来であれば11の条例それぞれの条例改正をせんらんけども、それを一遍で、これ、提案をすれば、今言われたそれぞれの条例のこの部分をこう変えます、それ、この条例のこの部分をこう変えますということで、これ、11の条例がこの条例改正で、今回の条例改正提案で一遍にぽこっと変えるという提案なんですね。そうですね。だから、もっといえば、本当に審査をきちっとしようと思ったら、11、きちっと本当はしなきゃならんのかなと思うんですけども、最近、国も含めてこういうのはやりで、本来、こんなことええのかなと。特に国の場合もこうって変えてますね、まとめて、という単純な疑問なんですけど、こんな疑問を持つのはおかしいですかいな。わからへん。

○副委員長（浅田 徹） 小川参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 確かに本来であれば、1本ずつ丁寧に説明するというのが丁寧な対応であるかなとは思いますが。ただ、こういう、今回のようにたくさんの条例に絡んでる法律の施行があったような場合、こういう形をとる改正がこれまで

からありますので、ちょっとその形に倣わせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○副委員長（浅田 徹） よろしいですか。

○委員（村岡 峰男） はい、わかりました。

○副委員長（浅田 徹） ほかに質疑はございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案、豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

丸谷予防課長。

○予防課長（丸谷 正人） 議案書の101ページを
ごらんください。第76号議案、豊岡市手数料条例
の一部を改正する条例制定につきましてご説明申
上げます。

本案は、豊岡市手数料条例において定めている消
防法等の規定に基づく事務関係の手数料について
改めるものでございます。

改正の内容につきましては、条例案要綱でご説明
させていただきます。103ページの条例案要綱を
ごらんください。1につきましては、地方公共団体
が徴収する手数料について、全国的に統一して定め
ることが特に必要と認められる標準事務のうち、政
令で定めるものにあつては、政令で定める金額の手
数料を徴収することを標準として条例を定めなけ
ればならないとされています。今般、地方公共団体
の手数料の標準に関する政令が改正され、浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る手
数料の額が引き上げられたため、消防関係の手数料

について改めるものでございます。

次に、2の附則でございますが、この条例は令和
元年10月1日から施行することといたしており
ます。

104ページから106ページに新旧対照表を
添えておりますので、後ほどご清覧ください。以上
でございます。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 浮き屋根式特定屋外タンクと
いうのは、何ですかね、原油じゃなくて、何かそう
いう原油を精製したものを貯蔵しておくタンクか
なと思いますけども、例えば火災ですとか爆発事故
が何かこの近年、ちょっと何回かニュースで見たよ
うな気がしますけども。そのことも関係してるのか
どうか。それから、これ見ますと、一律1万円アッ
プという感じに受け取れるんですが、1万円いうの
は何のどういう数字なのかが、何で一律1万円にな
ったのかなというのをもしわかりましたら教えて
ください。

○副委員長（浅田 徹） 丸谷課長。

○予防課長（丸谷 正人） 議員のお尋ねになったこ
とを、ちょっと簡単にですけど、説明させていただきます。

まず最初に、火災事故等についてのことなんです
けれども、昨今、テレビ等の報道でごらんになった
ことがあろうかと思いますけれども、浮き屋根式の
屋外タンクっていうのは、石油コンビナート基地の
ところにある原油をためているタンクなんですけど
も、その屋根の部分が油の上に浮いているという
状態のタンクのことを浮き屋根式と言っております
して、その部分が地震等の揺れによって下にある油
がたまたま表のほうに浮いてきてしまって、そこで
静電気、あるいは何かの原因によって引火してしま
ったというようなことが発生しています。通常はそ
ういうことのないようにできておるんですけども、
想定外の地震等になるとそんな事態になってしま
ったというのが事例でございます。

今回、手数料の改正に至った原因というのは、地方税ですね、消費税と地方消費税の税率の引き上げに伴って、地方公共団体の手数料に係る事務関係の再計算を行ったところ、今回、浮き屋根式の特定屋外タンクにかかわる部分のみの1万円の上昇というふうなことになりましたので、それに伴って改正するものでございます。

○副委員長（浅田 徹） 豊岡はなかったですね。これに該当する施設ない。（「該当はないです」と呼ぶ者あり）それと、1万円の根拠的なものはご存じでしたら。

○予防課長（丸谷 正人） 先ほど申し上げましたように、消費税に伴って再計算をされたので、引き上げられたんです。

○副委員長（浅田 徹） それが1万円。

○予防課長（丸谷 正人） はい。

あと、補足ですけれども、特定屋外タンクというのは豊岡の管内にはございません。以上です。

○副委員長（浅田 徹） よろしいですか。

○委員（芦田 竹彦） はい。

○副委員長（浅田 徹） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、第94号議案、平成30年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大石但東振興局地域振興課長、お願いします。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） 議案書304ページ、ファイルはナンバー2のファイルになります。304ページをごらんください。第94号

議案、平成30年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いいたします。説明につきましては、決算書の588、589ページをごらんください。

まず、歳出のほうからお願いいたします。589ページになります。人件費9万4,690円は、委員5名の報酬などでございます。このほか一般管理費1万1,193円、それから財産管理費として9,810円を支出しております。

続きまして、歳入ですが、597ページをごらんください。主なものとしましては、中ほどに、前年度繰越金229万411円がございました。

なお、620ページと621ページには、財産に関する調書がございますので、また後ほどご清覧をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第94号議案は、認定すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前10時11分 委員会休憩

午前10時11分 分科会開会

○副分科会長（浅田 徹） 分科会を開会いたします。

それでは、これより3の協議事項、(1)の付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

それでは、第77号議案、令和元年度豊岡市一般

会計補正予算（第２号）を議題といたします。

第７７号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正及び地方債補正についてでございます。

当局の説明は、まず財政課から概要説明をいただき、次に人事課から全体の人件費について説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入を一気にご説明を願いたいと思います。

それでは、順次説明をお願いいたします。

畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、ファイルナンバー２のほうの１０７ページになろうかと思えます。第７７号議案、令和元年度一般会計補正予算（第２号）でございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ６億１，３０４万７，０００円を追加し、歳入歳出総額を４７２億３，２０２万６，０００円とするものでございます。最終の財源調整につきましては、後ほど財政課のほうで説明いたしますが、繰越金で行ってるところでございます。

概要につきましては以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 続きまして、山本人事課長、お願いします。

○人事課長（山本 尚敏） 人件費につきましては、本日お配りしておりますＡ４の１枚物、令和元年度人件費９月補正予算の主な理由（一般会計）にまとめておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

基本的に毎年この時期の補正につきましては、当初予算編成に間に合わず、反映できなかった要素だとか４月１日付の人事配置の変化、こういったものを反映して、整理をするものでございます。

まず、報酬です。３３０万１，０００円の減額としております。これにつきましては、嘱託職員１名の増員はございますけれども、嘱託職員の入れかわりによる減額がございますので、それをトータルしまして減額という状況になってございます。

それから、給料です。１，９７７万６，０００円の減額としております。主な理由といたしましては、

育児休業の者が８名、予算編成後に退職した者があること、そういったものの不用額が３，７２０万２，０００円、それから４月１日付の人事の反映をしまして、初任給の確定だとか昇格等、こういったものの増額が１，７４２万６，０００円、トータルしましての減額ということにしております。

次に、手当ですけれども、５１７万８，０００円の減額としております。これも４月１日の人事異動を反映したもの、それから扶養手当だとか住居手当、通勤手当、これも随時の異動がございますので、そういったものの反映と先ほどの給料と同様に育児休業等で不用になるものがございますので、そういったものを反映して、トータルでの減額ということになっております。

次に、共済費につきましては、共済組合の負担率の増加がありました。その分による増加、それと給料も変わっておりますので、その反映が１，９９６万５，０００円、それから先ほど来申し上げております育児休業や退職者による不用額、こういったものがございますので、トータルしましての増額ということでございます。

次に、賃金です。６８８万７，０００円の増額としております。これは、主に臨時職員の増員ということです。産・育休の代替だったりとか正職員の急な退職分をその後に臨時職員で補充したりとかいうふうな部分での増額の要素がございましたので、増額という結果になっております。

次に、負担金です。１３５万２，０００円の減額としております。これは退職手当組合の負担金ですけれども、これも先ほど来申し上げております育児休業者につきましては申し出により免除ということになりますので、そういったものを反映したところで減額という状況です。

全体で合わせまして１，３９３万円の減額ということでまとめております。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） ありがとうございます。

それでは、これより各担当課から順でお願いします。

財政課から、畑中課長、お願いします。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の126ページをごらんいただきたいと思います。下から2つ目の枠になりますが、土地管理費でございます。こちらは、市有地の売却に係る不動産鑑定の手数料、それと確定測量等に係る委託料ということで、総額273万7,000円を計上しております。具体的には但東町の中山にあります旧但東町織物総合センターという建物があるんですけども、この土地を建物つきで売却したいということで、この不動産鑑定、確定測量の予算を計上させていただいたものでございます。

それから、その下の枠ですけれども、基金管理費でございます。公共施設整備基金積立金が財政課所管でございまして、4億2,000万円ということでございます。昨日の決算のところでありましたけれども、平成30年度の実質収支額は8億2,284万7,000円ということで、その2分の1以上を積み立てるということで、公共施設整備基金のほうへの積み立てということでございます。

それから、ちょっと飛んでいただきまして、167ページ、168ページをごらんいただきたいと思います。2段目の公債費でございます。市債の元金としまして、260万円計上しております。これは、但馬食肉センターというところありますけれども、その改修工事に対しまして、関係市町が負担金を支払っておるわけなんですけれども、この運営します会社が消費税の還付金を受けることになったということでございまして、その分の市町の負担金が返還されるということで、これは起債事業でございましたので、起債のほうも繰り上げ償還を行うということでございまして、260万円の計上ということでございます。

次に、その下の段で、諸支出金の中の、説明欄、土地取得費でございます。7,140万2,000円のうち、財政課分としましては2,385万1,000円ということになっております。これは、内容としましては、太陽光発電事業特別会計の平成30年度決算の確定によりまして、竹貫地場ソーラー

事業の利益が確定しまして、それでちょっと精算がございまして、マイナスの35万3,000円というものがございます。それと、日高町江原にあります土地開発基金の土地の売却を目指し、買い戻しをするもの、それが2,420万4,000円ということで、合わせて、財政課分としましては2,385万1,000円ということでございます。竹貫の土地の買い戻し分につきましては、また、年度末にきちんと精算をしたいと考えております。

続きまして、歳入のほうですけれども、戻っていただきまして、121ページ、122ページをごらんいただきたいと思います。122ページのほうの2段目といいですか、その下から2行目で、太陽光発電事業特別会計繰入金というのがございます。こちらが249万4,000円ですけれども、先ほどご説明いたしましたように、財政課分としましてはマイナスの35万3,000円がここに入っております。その分が減額ということになっております。

1枚めくっていただきまして、123ページ、124ページをごらんいただきたいと思います。124ページの一番上の段でございまして、前年度繰越金でございます。繰り返しになりますが、30年度の実質収支額は8億2,284万7,000円でございます。今回、補正におきまして、そのうち、先ほど歳出で申し上げました歳計剰余金の処分としまして、公共施設整備基金のほうに4億2,000万円積み立てるということでございます。それと、財源調整といたしまして1億1,325万7,000円を計上して、合計5億3,325万7,000円ということでございます。したがって、実質収支額と今回の補正後の額の差額であります2億8,900万円余りがまだ残っておるという状況ですけれども、今後の補正財源、それと現在まだ財政調整基金のほうから14億円ほど繰り入れる形になっておりますので、その繰り入れの減額のほうに充てていきたいというふうに考えております。

続きまして、その下の枠のところの市債でございまして、下から2つ目の臨時財政対策債7,760万円の減額ということでございます。当初予算の段

階では11億260万円の発行を見込んでおりましたけれども、交付税の本算定が確定しまして、上限額としましては10億2,502万円ということになっておりますので、10万円未満を切り捨てという形でしたところ、7,760万円の減額ということになります。結果としまして、当初見込みでの臨時財政対策債を含んだ普通交付税総額としましては9,370万円余り増額、当初見込みよりも9,370万円余りの増額となっている状況ということでございます。

財政課からは以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 続きまして、安藤総務課長、お願いします。

○総務課長（安藤 洋一） 134ページをごらんください。1段目の調査員確保対策事業費について説明をいたします。歳入も同額補正していますが、理由としまして、県からの委託金の内示額に合わせて増額するものでございます。増額後は4万7,000円という事業費予算ということになります。

続きまして、158ページをごらんください。2段目の災害被災地応援活動事業費について説明いたします。今年度の予算編成時には、県が同様の補助制度を設けるとの情報があったため、予算措置を見送っておりました。ところが、市内の団体で、2016年から継続して市の補助金を活用し、熊本地震被災地を訪問している団体から県の補助制度では対象にならないということから、引き続き、市の補助制度を活用したいとの強い要望を受けていることから、今回、補正予算により措置するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明に入らせていただきます。120ページをごらんください。下から2枠目の統計調査員確保対策事業費委託金についてでございます。先ほど歳入のほうでも説明いたしました。県からの委託金を内示額に合わせるために増額補正するものでございます。

説明のほうは以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 続きまして、岸本ワークイノベーション推進室参事、お願いします。

○ワークイノベーション推進室参事（岸本 京子）

予算書の126ページをごらんいただきたいと思います。その最下段、13、委託料の50万2,000円について説明をさせていただきます。別途、お手元に資料を1枚配付させていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。大変申しわけございません。8月の欄に赤字で2カ所記載をしておりますが、上段のほうの半日、1となっておりますが、「コマ」という文字が欠落をしております。大変申しわけございません。おわびいたします。

それでは、説明をさせていただきます。この表を見ていただいたほうが何がどう変わったかということをご理解していただきやすいと思って準備をいたしましたものです。実は、最上段のキャリアデザイン研修ですけれども、4月、5月、実施をいたしました。この研修は、債務負担により2018年度に決定をいたしまして、2019年4月1日付で研修委託を随意契約を締結をしております。

なお、6月以降の研修につきましては、公募型のプロポーザルにより事業者選定をしております。

その中で、4月、5月の半日、9コマ、それから管理職研修の1日、2コマを実施いたしました。実は業務等の都合によりまして、どうしても研修を受講できない職員が出てまいりました。基本的に事業をスタートするに当たりまして、職員が全員、マインドですとか意義、それから何がどう変わるのかということの周知を徹底したいという思いがございましたので、全員研修を義務づけておりました。その中で、8月であれば業務上、特に学校現場、幼保もそうなんですが、受講がしやすいということがありましたので、追加を2つさせていただくこととなりました。それに伴いまして、予算全体像の中で予算不足が生じるという結果になりました。最終的に、最下段にあります職員の意識調査にまつわる予算が不足を生じるということになりましたので、今回、追加補正を50万2,000円お願いするものです。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 続きまして、山本人事

課長、お願いします。

○人事課長（山本 尚敏） 同じく議案の26ページをごらんください。一般管理費の説明枠のところに、人事給与費がございます。補正の中身につきましては、業務委託料でございますけれども、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、会計年度任用職員の給料、報酬、手当の支給とか、その基礎となります日々の勤務や休暇の管理を行うために、現在運用しております人事給与システムの改修を行うものでございます。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 続きまして、土生田コミュニティ政策課長、お願いします。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 130ページをごらんください。中段になります。地域コミュニティ推進事業費、手数料70万円を計上させていただいております。これにつきましては、地域コミュニティビジョンがおおむねイメージのものができ上がったんですけれども、市民の皆さんに手にとっていただけるようにデザイン関係を専門業者をお願いしたいと思っております。追加補正をお願いするものです。

次に、下段に移りまして、理事会活動保険加入なんですけれども、30万円の減、それから、さらに下に行ってくださいまして、地域コミュニティ活性化交付金649万円の減、いずれも執行見込みが確定しましたので、精算による減とさせていただいております。

続きまして、歳入に移っていただきます。124ページをごらんください。最下段ですけれども、過疎対策事業債260万円の減です。先ほどご説明させていただきましたとおり、こちらも、地域コミュニティ活性化交付金の精算によります精算見込みによる減額となります。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 宮岡選管監査事務局長、お願いします。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） 129、130ページをごらんいただきたいと思います。130ページ、税務総務費についてご説明をいたします。固定資産評価審査委員会に係る経費のうち人件費

といたしまして、委員報酬で6万9,000円、次のページ、132ページの固定資産評価審査委員会費として、旅費、需用費、役務費、委託料などで54万1,000円を計上いたしております。これは、平成30年度に固定資産課税台帳に登録された価格が不服であるとして、審査申出書が固定資産評価審査委員会に提出された案件がございました。これが昨年の7月のことでございます。

委員会で審査をいたしました結果、当該案件に係る固定資産の評価は適法であるとして、申し出を棄却するという決定をいたしました。昨年の12月のことでございます。この決定につきまして、本年6月10日付で、当該申し出人から委員会に対しまして、この棄却の決定の取り消しを求めるという訴状が神戸地方裁判所に提出をされました。委員会としてはこれに应诉する必要がございますので、訴訟に係る費用を補正予算として要求するものでございます。

130ページの委員報酬6万9,000円につきましては、訴訟に関し改めて委員会での協議が必要となるためでございますし、132ページの旅費14万円は神戸地方裁判所への出頭及び顧問弁護士との打ち合わせ等に要する経費、委託料33万円につきましては顧問弁護士への訴訟業務に係る報酬相当分を計上いたしております。

選管監査事務局は以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） それでは、当局からの説明は終わりました。

ここで、分科会を暫時休憩したいと思います。再開は10時45分にしたいと思います。

午前10時32分 分科会休憩

午前10時43分 分科会再開

○副分科会長（浅田 徹） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き、分科会を再開します。当局の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） 最後のほうの説明にあった監

査事務局のほうでの不服申し立てから現在に至るところの流れを、言える範囲で結構なんですけど、もう少し説明いただけたらと思うんですけど。

○副分科会長（浅田 徹） 宮岡事務局長。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） 先ほど若干触れさせていただきましたけども、不服であるという最初の申し出があったのが今年の7月9日でした。これが固定資産評価審査委員会に対する審査申し出ということで、それから審議を何度か重ね、現地の状況も確認し、最終的に棄却という決定をさせていただいたのが今年の12月21日です。この棄却の決定に対して不服がある場合には、行政事件訴訟法の規定に基づいて6カ月以内に取り消し訴訟ができますということになっています。今年の12月に棄却決定してから本年6月10日まで全く何の反応もなかったんですが、ことしの6月10日に、この棄却決定の取り消しを求めるという訴状が裁判所のほうに突然のようにして提出された、そのような経過でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 清水委員。

○委員（清水 寛） ありがとうございます。

○副分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 2点お尋ねをさせていただきます。

1つは、168ページの市債元金のところで、財政課のほうからの説明で、但馬食肉センターの消費税の還付があつて、という説明があつたんだけど、消費税が還付されるということは、これ、歳出ですね、260万円還付だから、財政歳出なのかなという単純なところなんですね。

それと、もう一つ、もう言ってしまいます。今、清水委員からもあつた件なんですけど、市民の方が不服だというのは、何が不服なんですか。いわゆる固定資産の評価ですから、もっと安うせんかい、いや、もっと高いんだという、何が不服なのかというところを。

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、2点です。

じゃあ、財政課長に。

○財政課長（畑中 聖史） 市債元金の260万円の関係なんですけど、ちょっと議案書の124ページを

ごらんいただきたいと思うんですが、真ん中の枠の中の雑入で、一番下に返納金、但馬牛、この返納金というのがありまして、そもそも還付金が還付されるのは但馬牛振興公社というところに還付されて、もともとそちらのほうに3市2町のほうが負担金をお支払いしてるので、但馬牛振興公社のほうから、豊岡市にしましては278万2,000円返ってきましたということです。それに、財源としましては、市は負担金を支払うに当たり、起債を発行しておりますので、その分については返納金があつたので起債を繰り上げ償還しなくちゃいけないと、そういう流れでございました。ちょっと説明が不足しておりました。ご理解いただけたらと思います。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、宮岡局長。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） 固定資産評価審査委員会に対する不服の内容でございますけれども、宅地の評価が高いという、こういう内容でした。土地の評価につきましては、ご存じのように、路線価方式、その接する道路の評価額に応じて宅地の価格を決定するという、そういう決まりになっているわけですが、ご自分の接している土地の正面路線はここではない、こちらの道路だという主張でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ということは、評価が高いということは、固定資産税が高くなるからもっと下げろということですね、端的に言えば。はい、わかりました。

○副分科会長（浅田 徹） ほかにございませんか。足田委員。

○委員（足田 仁司） 3点ほど。

総務課関係で、120ページ、違うわ。ごめんなさい。間違えました。158か。

○副分科会長（浅田 徹） 150。

○委員（足田 仁司） 158でしたかね。どこやったかな。

○副分科会長（浅田 徹） 災害。

○委員（足田 仁司） 災害被災地応援活動事業費と

ということで、市内の団体から強い要望を受けてという説明があったんですけど、1つは、要望の強弱で予算がついたりつかなかったりするのかどうかと、この団体はいつどこに被災地の応援に行こうとしているのか、もう既に行ったのか、この予算が通るまでもしも活動が終わった場合、そういったことも予算化なり補助が可能なのかどうかというのが1つです。

それと、これ、ちょっとかぶりますけど、先ほどの選管監査委員会、固定資産の評価について異議申し立てといたしますか、あったと。それは市内のどのあたりの土地のことなのか。その人は、先ほどのやりとり聞いてましたら、宅地の評価が高いと、高過ぎるという申し出のようですけども、3年に1回見直ししますね。ということは、3年前はその人は納得してたのかどうか、今回の訴訟は初めてなのかどうかをお尋ねします。

それから、ちょっと順序、逆になりましたけど、人事課の補正予算の理由書の中の給料の減額補正で、退職者があったとありました。それは、7月1日異動の関連のように聞こえたんですけども、新しい年度が始まってまだ二月、三月で退職されるというのは、何人ほどおられて、正規職員のように聞こえたんですけど、どういった理由、もし差し支えなければ、その辺を教えてください。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 3点ありました。

そしたら、安藤課長、お願いします。

○総務課長（安藤 洋一） 最初にご質問いただきました件です。158ページの災害被災地応援活動事業費に係る説明です。先ほど議員のほうからご質問いただきました、要望の強弱によって予算がつくつかないが決まるのか。いや、そういうことではございません。私の説明が十分な説明をしておりませんでした。申しわけございません。今回、補正予算をしたという経緯なんですけど、実は当初予算時に県の補助制度が新たにできたので、そちらのほうを活用してください、活用することができますよということで総務課からその団体に説明をしておりました。

そのような経緯があったところで、県の制度では

対象にならんというようなことで確認をされたと。でも、やはり熊本の被災地に今年度も向かいたいということから、市の補助制度をぜひとも活用したいんだと。市のほうからそのような説明があったから県のほうに確認したんだけど、できんから、何とか市のほうの補助制度を活用できるようにしてほしいというふうなこともあり、市のほうから説明があったという経緯がなされてなければ、そのようなことがなければ今回、補正予算ということは検討することにはなかったのかなとは思っています。

あと、団体の活動時期なんですけど、まだ活動はされてません。これからするというふうに聞いております。活動時期なんですけど、秋から冬にかけて、例年1月ごろに行かれてますので、そのような時期になろうかと思ってます。今回、この予算が承認されましたらまた連絡をとりまして、補助申請の手続きをとっていただくように事務を進めていきたいというふうに考えております。

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、宮岡局長。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） まず、対象の宅地が市内のどこであるのかというお尋ねなんですけれども、具体的なお答えは差し控えさせていただきますと思いますが、旧豊岡市のエリアということでご了解いただきたいと思います。

それから、ご指摘のように、土地につきましては、3年に1度評価がえがございます。3年前はいかがであったのかということですけども、3年前は特に申し出もございませんでしたし、不服の窓口来庁もなかったというふうに承知をいたしております。

さらに言えば、評価額そのものにつきましても、3年前と今回で大幅な上昇があったということはございません。

○副分科会長（浅田 徹） それでは、山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） 人件費の補正の減額の要因になっていきます退職の関係です。退職につきましては、今年度入ってから、4月以降の退職者だけということではなしに、当初予算の編成に間に合わなかった要素ということで入れております。今年度入

ってからの退職者については1名が入っております。それまで、当初予算編成に間に合わず、2月でやめたり、3月末でやめたりというような者がございます。例えば2月には、残念なことですけども、1名、病気で亡くなった職員がございましたし、あと、今の公務員になったけども、やっぱり自分のもともとやりたかった仕事につきたいということでやめた職員もおりますし、例えば女性ですと、結婚して、配偶者になる人の仕事の関係とか住んでいるところのほうに変わるので、豊岡を離れるのでやめますと、そういった理由で退職ということになっております。以上です。

○委員（足田 仁司） はい、わかりました。

○副分科会長（浅田 徹） ほかにはございませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局の皆さんのほうから何かありましたらご発言を願いたいと思いますが、ないようです。

それでは、当局の皆さん、ご退席いただいて結構でございます。大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、これより協議事項（2）の意見・要望のまとめについて、ア、分科会意見・要望のまとめについて入りたいと思います。

それでは、今回の分科会につきましての意見等について、どうでしょうか。

○委員（村岡 峰男） 分科会というのは、一般会計

決算ですね。

○副分科会長（浅田 徹） そうです。

それでは、いろいろとお思いの議員はありましようけど、特になければというふうに考えておりますけども、いかがでございましょう。いろいろと本会議の中では審査、また、討論うんぬんというのは、これはまた別のことでございますので、一応つけないということとさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、そのように取り計らいさせていただきます。

次に、ただいま審査を行いました第77号議案、一般会計補正予算（第2号）についてはどうでございましょうか。異議もなくという、これもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、本日の審議、審査を行いました一般会計補正予算（第2号）についても意見・要望はないということで決めさせていただきます。ありがとうございます。

次に、予算委員会、分科会会長の報告についてですけども、この内容につきましては、副分科会長のほうにご一任させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） では、ご異議なしということでありましたので、そのように決定させていただきます。

以上で分科会を閉会します。

午前11時02分 分科会閉会

午前11時02分 委員会再開

○副委員長（浅田 徹） 委員会を再開したいと思います。

それでは、協議事項3、意見・要望のまとめのイ、委員会意見・要望についてに入りたいと思います。当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了したわけでございますけども、ここで委員会の意

見・要望として委員長報告に付すべく内容について協議したいというふうに思います。何かございましたら。

ずっとこれ、やりとりを聞いておりましたら、特に今度、給与改定、臨職、嘱託の改正のいろいろと、その執行に向けての何かしっかりとこの辺は、どうでしょう。私の感じたところですけども、そういうものについてもちょっとご検討いただけたらと思います。決めつけるわけではございませんので、なければ肅々とやっていきますので。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 650人余りの中で、今度、いわゆるフルタイムとなる職員というのは80人余りかな。あとはパートタイムがどんどんふえるということなので、例えば事務補助は全部パートタイムだという言い方でしたね。その辺をちょっと危惧するところがあって、それで、できるだけフルタイムの職員をふやすという、ふやすというんか、仕事をパートタイムのほうに無理にふやすようなことはしないような手だてが要るのかなということは思うけどな。

例えば、診療所の看護師さん、なかなか人が得られないから、得がたいからっていうんかな、そういう人だからフルタイムだと。けども、診療所の看護師さんがフルタイムで仕事しなきゃならないほど本当に忙しいか、そんなこと言ったら叱られてしまうけども、診療所によっては患者がなかなか来ちゃへんと、来ない中で、フルタイムだから週37時間かな、余りというようなこともあるんじゃないかなというふうに思うと、どうも看護師だからフルタイム、保育士だからフルタイムとパートと分かれる、その辺がちょっと僕はどうかかなということになるので、できれば、思いとしてはフルタイムの職員を、どっかいったら、ふやすような何か要るんかなという気がするんです、議案に反対じゃないんですけどね、うまく言えないけど。

○副委員長（浅田 徹） それも、その辺のさじかげんの言い方もちょっと微妙ですね。余りこちらのほうから、いや、みんな、フルタイムやというよう

なことには。言われたように、非常に重要なポスト、ポジションでも、その辺の実態とか、その方によっては、いやいや、そこまでちょっと、家庭の事情とかでパートのほう働きやすいし、ありがたいていうこともあったりしてね。

○委員（村岡 峰男） うん、それもあるね。

○副委員長（浅田 徹） 言い方悪いけど、特に診療所の看護師さんとか、やっぱりその人に合わせてあげるみたいなのところの何か柔軟性を持つとかんとね、ばちっと職責決めちゃうと、またそれはそれで本当に。

暫時休憩します。

午前11時06分 委員会休憩

午前11時13分 委員会再開

○副委員長（浅田 徹） 再開します。

1つは、やはり今、臨職、嘱託さん、一生懸命頑張っていただいておりますけども、その意向を十分尊重して、会計年度任用職員の新制度に乗っかっていく、そこに登用していただくというふうなこと、それと、大きな、説明では1億5,000万円からという、その辺の人件費が非常に圧迫するというふうなことについても、政府や国のほうに何とかそういう支援というか、そういうことも今後求めていくような、そういうことをお願いをしたいというふうなことで、まとめていきたいと思います。

ほかはどうでしょうか。

○委員（芦田 竹彦） 僕はこの件だけでええと思うとこです。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員、どうですか、うんうんって言っとられますので。

そしたら、この意見・要望につきましては、今、協議させていただいたとおり、内容につきましては副委員長に一任ということで、ご異議なしということで、このように決定しました。よろしく願います。

それでは、次の協議事項の（3）になります行政視察調査報告書、お手元に、ここにとめておりますけども、この件について入りたいと思います。

資料の5ページでございます。これは、既にご清
覧をいただいております。8月30日付で配付して
おるわけですが、この内容等について、修正が
ございましたらご意見をいただきたいと思いますと思いま
す。

ここでちょっと休憩させていただきます。

午前11時15分 委員会休憩

午前11時17分 委員会再開

○副委員長（浅田 徹） それでは、休憩前に引き
続き、委員会を再開します。

ご意見等ないようでございますので、それでは、
この内容につきましては副委員長のほうにご一任
をいただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） そしたら、ご異議のない
ようですので、そのように決定をいたしました。

続きまして、（4）の閉会中の継続審査申し出に
ついてに入りたいと思います。

これは8ページに記載しております。8項目いう
ふうなことで、前回、新たに、特にワークイノベー
ション、これを入れさせていただいたというふう
に記憶しております。このように継続審査として議
長のほうに対して申し出をしたいと思っております
けれども、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） それでは、ご異議なしと
認めて、そのように決定をいたしました。

それでは、（5）のその他に入ります。

その他ということで、委員の皆さんから何かござ
いましたらお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 特にないようございま
すので、それでは、以上をもちまして総務委員会を
閉会したいと思います。本当に慎重審議、お疲れさ
までした。ありがとうございました。

午前11時18分 委員会閉会
